



鳥取県公報

令和5年1月24日（火）
第9466号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定（31）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（32）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の再開の届出（33）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	肥料の登録の失効（34）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・ 3
	遊漁規則の変更の認可（35）（漁業調整課）・・・・・・・・・・ 3
	開発行為に関する工事の完了（36）（西部総合事務所環境建築局）・・・・・・・・ 5
◇ 公 告	農地を利用する権利の設定の裁定（経営支援課）・・・・・・・・・・ 5
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（庶務集中課）・・・・・・・・・・ 6
	落札者の決定（教育委員会事務局教育環境課）・・・・・・・・・・ 6

告 示

鳥取県告示第31号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年1月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
田中薬局有限会社	倉吉市清谷町一丁目215	田中薬局松崎店	東伯郡湯梨浜町大字龍島486	居宅療養管理指導	令和4年11月29日
〃	〃	田中薬局清谷店	倉吉市清谷町一丁目215	〃	令和5年1月6日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
田中薬局有限会社	倉吉市清谷町一丁目215	田中薬局松崎店	東伯郡湯梨浜町大字龍島486	介護予防居宅療養管理指導	令和4年11月29日
〃	〃	田中薬局清谷店	倉吉市清谷町一丁目215	〃	令和5年1月6日

鳥取県告示第32号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から介護老人保健施設、居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年1月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 介護老人保健施設

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
介護老人保健施設ふじい	米子市奥谷1157	令和4年12月31日

2 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団藤井外科医院	米子市奥谷1157	医療法人社団藤井外科医院	米子市奥谷1157	訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導	令和4年12月31日
〃	〃	介護老人保健施設ふじい	〃	短期入所療養介護	〃

3 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団藤井外科医院	米子市奥谷1157	医療法人社団藤井外科医院	米子市奥谷1157	介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導	令和4年12月31日
〃	〃	介護老人保健施設ふじい	〃	介護予防短期入所療養介護	〃

鳥取県告示第33号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を再開した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年1月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	再 開 年 月 日
虹の森クリニック	倉吉市八屋203-7	令和4年12月20日

鳥取県告示第34号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条の規定に基づき、次の肥料の登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

令和5年1月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	失効年月日
鳥取県第526号	蒸製魚鱗及びその粉末	魚鱗粉末肥料	窒素全量 6.5 りん酸全量 18.0	該当なし	株式会社錦海化成 境港市昭和町7-3	令和4年11月22日

鳥取県告示第35号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年1月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 漁業権者の名称及び住所
千代川漁業協同組合
鳥取市河原町長瀬34-5
- 2 漁業権の免許番号
共同漁業権内共第1号
- 3 認可に係る改正の内容

平成25年鳥取県告示第667号（遊漁規則の認可について）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																								
<p>1 (1)・(2) 略</p> <p>(3) 遊漁規則の内容</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 禁止区域</p> <p>エの規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内は、遊漁を行ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">禁止区域</th> <th style="width: 50%;">禁止期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>八頭郡八頭町安井宿の中国電力株式会社設置の放水路及びその上流堤の上流50メートルから下流100メートルまでの区域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>カ 略</p> <p>キ 遊漁料の額及び納付方法</p> <p>(ア) 遊漁料の額は、次のとおりとする。</p> <p> a 略</p> <p> b 平成26年2月1日以降</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">水産動物の名称</th> <th style="width: 25%;">漁具又は漁法等</th> <th style="width: 10%;">期間</th> <th style="width: 40%;">遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">やまめ(さくらますを含む。)、いわな、あまご(さつきますを含む。)及びにじます</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">さお釣り等</td> <td style="text-align: center;">年間</td> <td style="text-align: center;">7,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)～(エ) 略</p> <p>ク～サ 略</p> <p>(4) 略</p>	禁止区域	禁止期間	略	1月1日から12月31日まで	八頭郡八頭町安井宿の中国電力株式会社設置の放水路及びその上流堤の上流50メートルから下流100メートルまでの区域	略		略		水産動物の名称	漁具又は漁法等	期間	遊漁料	略				やまめ(さくらますを含む。)、いわな、あまご(さつきますを含む。)及びにじます	さお釣り等	年間	7,000円	略		略				<p>1 (1)・(2) 略</p> <p>(3) 遊漁規則の内容</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 禁止区域</p> <p>エの規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内は、遊漁を行ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">禁止区域</th> <th style="width: 50%;">禁止期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>八頭郡八頭町安井宿の中国電力株式会社設置の放水路及びその上流堤の上流50メートルから下流100メートルまでの区域</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">鳥取市河原町八日市のかんがい用えん堤上流端の上流30メートルから下流50メートルまでの区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>カ 略</p> <p>キ 遊漁料の額及び納付方法</p> <p>(ア) 遊漁料の額は、次のとおりとする。</p> <p> a 略</p> <p> b 平成26年2月1日以降</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">水産動物の名称</th> <th style="width: 25%;">漁具又は漁法等</th> <th style="width: 10%;">期間</th> <th style="width: 40%;">遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">やまめ(さくらますを含む。)、いわな、あまご(さつきますを含む。)及びにじます</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">さお釣り等</td> <td style="text-align: center;">年間</td> <td style="text-align: center;">5,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)～(エ) 略</p> <p>ク～サ 略</p> <p>(4) 略</p>	禁止区域	禁止期間	略	1月1日から12月31日まで	八頭郡八頭町安井宿の中国電力株式会社設置の放水路及びその上流堤の上流50メートルから下流100メートルまでの区域	鳥取市河原町八日市のかんがい用えん堤上流端の上流30メートルから下流50メートルまでの区域		略		略		水産動物の名称	漁具又は漁法等	期間	遊漁料	略				やまめ(さくらますを含む。)、いわな、あまご(さつきますを含む。)及びにじます	さお釣り等	年間	5,500円	略		略			
禁止区域	禁止期間																																																								
略	1月1日から12月31日まで																																																								
八頭郡八頭町安井宿の中国電力株式会社設置の放水路及びその上流堤の上流50メートルから下流100メートルまでの区域																																																									
略																																																									
略																																																									
水産動物の名称	漁具又は漁法等	期間	遊漁料																																																						
略																																																									
やまめ(さくらますを含む。)、いわな、あまご(さつきますを含む。)及びにじます	さお釣り等	年間	7,000円																																																						
		略																																																							
略																																																									
禁止区域	禁止期間																																																								
略	1月1日から12月31日まで																																																								
八頭郡八頭町安井宿の中国電力株式会社設置の放水路及びその上流堤の上流50メートルから下流100メートルまでの区域																																																									
鳥取市河原町八日市のかんがい用えん堤上流端の上流30メートルから下流50メートルまでの区域																																																									
略																																																									
略																																																									
水産動物の名称	漁具又は漁法等	期間	遊漁料																																																						
略																																																									
やまめ(さくらますを含む。)、いわな、あまご(さつきますを含む。)及びにじます	さお釣り等	年間	5,500円																																																						
		略																																																							
略																																																									

4 改正後の遊漁規則の施行の日

令和4年12月22日（ただし、平成25年鳥取県告示第667号（遊漁規則の認可について）1の(3)のキの(ア)のbの改正については、令和5年2月1日）

鳥取県告示第36号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和5年1月24日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

1 開発許可の年月日及び番号

令和4年9月16日 鳥取県指令第202200149687号

令和4年12月27日 鳥取県指令第202200238006号

2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市渡町字才次郎畑

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市虹ヶ丘町47

有限会社マイライフ 代表取締役 寺地 昭弘

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により公告する。

令和5年1月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
日野郡日南町下石見字ジョウロク3064	田	161
日野郡日南町下石見字ジョウロク3065		1,824
日野郡日南町下石見字三通田3087		1,441
日野郡日南町下石見字三通田3088		92

2 利用権の内容等

所在及び地番	内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額 (円/年)
日野郡日南町下石見字ジョウロク3064	田	令和5年 3月1日	5年	0
日野郡日南町下石見字ジョウロク3065				4,740
日野郡日南町下石見字三通田3087				3,690
日野郡日南町下石見字三通田3088				0

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構

理事長 伊藤 友昭

鳥取市東町一丁目271

4 農地の所有者等に係る情報

登記名義人は死亡しており、法定相続人も不明のため、その所有者が確知できない状態となっている。

5 補償金の支払の方法

当該利用権の始期までに鳥取地方法務局米子支部に補償金を供託すること。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は鳥取地方法務局米子支部において、供託された補償金の還付を請求することができる。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年1月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県給与・勤怠管理システム運用・保守業務委託 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和4年12月14日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契約金額 | 402,400,900円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課
鳥取市東町一丁目220 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年1月24日

鳥取県立境港総合技術高等学校長 新 田 真 也

- | | |
|--------------------|-----------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県海洋練習船「若鳥丸」定期検査に係る整備及び修繕 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 令和4年12月6日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | サンセイ株式会社下関工場
山口県下関市彦島本村町三丁目5-1 |
| 5 落札金額 | 154,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 令和4年10月25日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立境港総合技術高等学校
境港市竹内町925 |